

# 令和2年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

## 次 第

### □開 会

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ 佐倉市長 西田 三十五
- 3 委嘱状交付

### □会 議

- 1 各団体の取組みについて
- 2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について
- 3 成人式について
- 4 その他

### □ 閉 会

日時：令和2年7月29日（水）

10時00分～

場所：議会棟 全員協議会室

## 佐倉市青少年問題協議会委員 (任期：R2.7.5～R5.7.4)

敬称略

No.	選出区分	委員	備 考
1	市 長	西 田 三 十 五	会 長
2	教 育 長	茅 野 達 也	副 会 長
3	副 市 長	染 井 健 夫	
4	市教育委員会委員	関 山 邦 宏	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	上 野 裕 子	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	山 田 真 史	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	山 口 雄 一 郎	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	高 梨 浩 一	千葉家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	阿 部 和 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
11	保 護 司	石 渡 康 郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	谷 野 宏 輝	佐倉市社会福祉協議会事務局
13	小学校長	前 林 典 子	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	野 村 英 二	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	上 代 栄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	木 次 慎 一	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	渡 辺 章 二	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
18	識見を有する者	佐久間 文 明	印旛健康福祉センター長
19	〃	寺 島 孝 幸	成田公共職業安定所長
20	〃	秋 本 良 治	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
21	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	阿 部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	富 永 三 咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	溝 渕 哲 雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
25	〃	高 橋 那 住 子	佐倉市PTA連絡協議会 根郷中PTA会長
26	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学教授
27	〃	梅 田 美 知 子	佐倉市人権擁護委員

# 目次

## 1 各団体の取組み

□佐倉市健康こども部子育て支援課	1ページ
□佐倉市教育委員会指導課	4ページ
□佐倉警察署	5ページ
□佐倉市社会教育委員	6ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	7ページ
□保護司会佐倉市分会	8ページ
□佐倉市社会福祉協議会	10ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	11ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	12ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	13ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	14ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	15ページ
□印旛健康福祉センター	17ページ
□成田公共職業安定所	18ページ
□少年警察ボランティア協議会	25ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	26ページ
□佐倉市子ども会育成連盟	27ページ
□佐倉市体育協会	28ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	29ページ
□佐倉市PTA連絡協議会（根郷中学校）	30ページ
□千葉敬愛短期大学	別紙資料
□佐倉市人権擁護委員協議会	31ページ
□佐倉市健康こども部児童青少年課	32ページ

## 2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

33ページ

## 3 成人式について

42ページ

## 4 その他

# 佐倉市の子育て支援

(令和2年7月1日現在)

健康こども部 子育て支援課

## 1. 市の子育て支援施策

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を増やし、待機児童ゼロを目指します。

それと同時に、地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

0～2歳を対象とした19人以下の保育施設 ※市で認可

## 2. 保育園等の入園状況

・保育園30園、認定こども園7園、小規模保育事業等6施設、幼稚園(8園)

定員・入園数・待機児童数の推移(各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
保育園等定員	1,988 (28園)	2,106 (29園)	2,446 (36園)	2,565 (38園)	2,694 (39園)	2,853 (43園)
保育園入園数 (管外委託分は除)	1,962	2,053	2,263	2,353	2,494	2,551
待機児童数	34	41	0	15	29	11
(参考) 幼稚園入園数	2,501	2,394	2,369	2,251	2,116	1,903

- ・令和元年6月 千成幼稚園(千成) 幼保連携認定こども園への移行(保育定員 +9名)
- ・令和2年4月 モンテッソーリ光の子(上座) 幼保連携認定こども園への移行(保育定員 +9名)
- 佐倉城南幼稚園(鎗木町)の幼稚園型認定こども園への移行(保育定員 +30名)
- 慈光幼稚園(本町)の幼稚園型認定こども園への移行(保育定員 +90名)
- 小規模保育事業 アンファンひのきさくら(寺崎北)開園(保育定員 +19名)
- 事業所内保育事業 bon ami 保育園(王子台)開園(保育定員 +2名)

## 3. 地域における子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)

### ①放課後児童健全育成事業

#### ◆児童センター・老幼の館(児童センター3施設、老幼の館2施設)

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

#### ◆学童保育所(公立33施設、私立3施設)

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

【令和2年5月1日入所状況】

入所者数1,738名(定員1,860名)

②子育て世代包括支援センター（市内5か所）（平成28年4月～）

（子育て支援課、健康増進課、西部保健センター、南部保健センター、  
志津北部地域子育て世代包括支援センター＊H30.11.26開所）

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

③地域子育て支援拠点事業（市内18か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

・令和元年5月 おひさま保育園 拠点事業廃止

【公立】8施設

佐倉、馬渡、白井、志津、根郷、北志津、南志津、子育て支援センター

【民間】10施設

にじいろ、生活クラブ、はくすい、吉見光の子、陽の木、さくら敬愛、  
えがおの森、ユーカリハロー、光の子、ユーカリベビー

④ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成27年度から産前産後の妊産婦の家事援助等を行う「産前産後支援事業」、平成30年度から「ひとり親等利用料助成事業」を実施しております。

【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎
- ・ 産前産後の妊産婦の家事援助
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者の病気や急用時などの子どもの預かり など

令和元年度末 依頼会員 998名 提供会員 141名 両方会員 33名 計 1,172名

⑤一時預かり事業（市内11か所）

保護者が出産や急用などの理由によって、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保育園等で一時的にお子さんをお預かりします。

⑥病児保育（市内1施設）

病気の回復期に至らないお子さん（当面の症状の急変が認められない場合に限る）を、専用の施設で一時的にお預かりします。

・イーゲル（西志津：みやけクリニック）

平成29年4月開設

対象：生後1歳～小学校6年生まで

定員：3名                      利用日数：3日

開設日：月～土曜日    8:00～18:00（土曜日は13:00まで）

⑦病後児保育（市内2施設）

病気からの回復期にあつて保育園や小学校などに預けることができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

・こあらキッズ（ユーカーが丘：みやのもりハローキッズ）

平成24年12月開設

対象：生後6か月～小学校3年生まで

定員：3名                      利用日数：5日

開設日：月～土曜日    8:00～18:00（土曜日は17:00まで）

・トムの部屋（岩名：佐倉白翠園）平成25年8月開設

対象：生後6か月～小学校3年生まで

定員：3名                      利用日数：5日

開設日：月～土曜日    8:00～18:00（土曜日は17:00まで）

## 教育委員会指導課（いじめ・不登校について）

### （1）いじめの問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成し、「いじめを起こさせないための未然防止策」、「いじめを発見したときの早期対応策」「重大事態への対処」の3つの視点に立っての具体的な方針が示されており、学校、保護者、地域が協力し合い「いじめ」のない学校づくりに取り組んでいるところです。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①いじめ月例調査

- ・各学校から月ごとの状況を報告してもらい、いじめの状況を把握しています。早期に発見し、早期に対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指し、解消率をあげています。
- ・令和元年度のいじめの認知件数は、小学校474件、中学校148件、合計622件で、前年度から147件の増加となっています。（R2年3月末）

##### ②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・児童生徒が相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや普段の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校訪問を行い、実態把握や対応について指導・支援を行ったり、ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、関係機関とも連携しながら、きめ細かに対応を図っています。

##### ③「佐倉市いじめ防止サミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集め、話し合いを行い、児童会・生徒会を中心とした子ども目線での「いじめ防止対策」についても進めていきます。
- ・大人からの視点ばかりでなく、子ども目線での「いじめ防止」についても同時に進めていきたいと考えています。

### （2）不登校児童生徒数の推移と対応について

「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

#### 【具体的な取り組み】

##### ①長欠状況調査

- ・不登校についても、各学校より長期欠席状況と共に不登校の状況を報告してもらい、把握しています。
- ・令和元年度は、小学校66人、中学校168人、合計234人という状況になっており、前年度より小学生で24名増、中学校で22名増となっています。

##### ② 対応

- ・月例報告を基に教育センターの指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・各小中学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が3日続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細かに対応することで、不登校数の減少に向けて取り組んでいます。

# 令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉警察署 会員数(団体の場合) \_\_\_\_\_ 名

月 日	活 動 内 容	場 所
	年間を通じた ・不審者対抗訓練 ・防犯講話 ・ネット安全教室 ・薬物乱用防止教室 の実施	

\*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和2年7月17日（金）まで



## 令和2年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	4月28日(火) →書面会議	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会及び第1回会議	—	—
2	7月2日(木) →書面会議	第1回佐倉市社会教育委員会議	—	—
3	7月9日(木)	令和2年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:45 ~ 16:30	千葉県 総合教育センター
4	7月10日(金) →中止	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	—	—
5	8月22日(土) →中止	令和2年度 印旛郡市社会教育振興大会	—	(会場)佐倉市
6	10月26日(月)	第55回千葉県社会教育振興大会	10:00 ~ 16:15	千葉県 総合教育センター
7	1~2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
8	調整中	印旛郡市社会教育委員研修会	調整中	四街道市
9	調整中	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	四街道市

## 令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会 会員数205名（4月1日時点）

### 令和2年度活動方針

#### 「支えあう 住みよい社会 地域から」

#### 1 地域のつながりの強化

- ・自治会等関係機関と民生委員・児童委員活動との連携強化
- ・地区民児協定例会の充実等による民生委員・児童委員同士の連携強化

#### 2 さまざまな課題を抱えた人々への支援

- ・積極的な訪問活動を通じた地域住民との関係づくりの推進
- ・「災害時要援護者支援活動の推進」の継続

#### 3 民生委員・児童委員活動の理解促進、民生委員への支援充実

- ・地域住民等への積極的なPR活動
- ・研修事業の充実、各種研修への積極的な参加

月	日	行 事	対 象 者
毎月		理事会（地区会長会議）	佐倉市役所
毎月		各地区民児協定例会	
5・7・11・2月		児童専門部会	佐倉市役所
未定		高齢者専門部会	佐倉市役所
6.9.12.3月		広報研修専門部会	佐倉市役所
4月・10月		民児協通信発行（2回）	
5月	26	・令和2年度 佐倉市民生委員・児童委員協議会総会・研修会 ※ 令和2年度は、書面表決にて実施	
7月	1	中止・社会を明るくする運動に協力（市内各駅頭）	※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止。
7月	11	中止・第70回「社会を明るくする運動」講演と児童・生徒音楽演奏のつどい	
8月	21	・新任民生委員・児童委員研修会 ・中堅民生委員・児童委員研修会（県民児協）	千葉市民会館小ホール 日時・会場未定
10月	7・8 未定	・民生委員・児童委員の相談技法研修会（全民児連） ・事例検討研修会（県民児協）	新横浜国際ホテル 日時・会場未定
	22 23	・第89回全国民生委員・児童委員大会	高崎Gメッセ他

1 会議の開催

- (1) 総会の開催（通常年1回）
- (2) 理事会の開催（年間随時）
- (3) 更生保護女性会との連携会議の開催（通常年間2回）。
- (4) 保護司選定会議の開催（年間必要に応じて開催）。

2 犯罪予防活動の推進

- (1) 「社会を明るくする運動」関係事業の推進
  - ア 社明推進会議の出席（6月、2月）
  - イ 駅頭一斉広報活動（7月）
  - ウ ミニ集会活動（市内小中学で開催）
  - エ 社明ポスター掲示（6月下旬）
- (2) 青少年健全育成活動への協力
- (3) 薬物乱用防止キャンペーンへの参加・協力（6月、11月）
- (4) 更生保護相談  
更生保護サポートセンターで毎週火・木・金曜日に開催

3 処遇支援活動の推進

- (1) 社会資源開拓活動の推進  
市内学校との連携会議を通して学校との連携を図る。  
市内各団体との連携を図る。
- (2) 更生保護施設の処遇活動に対する協力  
施設の活動資金の援助、収容者への生活物資の支給等

4 各種研修の実施・協力

- (1) 保護観察所で行う研修に参加する。
- (2) 自主研修会の実施
- (3) 県内、県外の施設の訪問と研修の実施

5 保護司会連合会との連携

更生保護大会（顕彰大会）への参加・協力

6 会員相互の親睦活動

- (1) 親睦会の開催
- (2) 慶弔規程に基づく会員の慶弔

7 広報活動

佐倉市の広報誌等への保護司活動の動向・事業概要の掲載

令和2年度 保護司会佐倉市分会事業実施計画

月	日	事業	参加人員	実施場所
4	10	佐倉市分会 監査・役員会議	10名	社会福祉センター地下会議室
	21	分会令和2年度総会	全保護司	議案書郵送
	22	佐倉市更女令和2年度総会に出席※	3名	ミレニアムセンター
5	上~下旬	県「社明」担当者会議出席※	1名	千葉県庁
	7	佐倉地区保護司会監査及び役員会	8名	四街道市総合福祉センター
	12	佐倉地区保護司会令和2年度総会	18名	四街道市総合福祉センター
	4月~6月	第1期保護司定期研修	〃	四街道市
	上~下旬	第1回佐倉市「社明」推進委員会出席※	3名	社会福祉センター
	22	社会貢献活動（特別養護老人ホーム）	3名	あすみの丘
	22	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	四街道市青少年育成センター
6	上~下旬	県内矯正施設等視察研修（更生保護女性会と合同）	全保護司	市原少年院
	16	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター
	上~下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	5人	JR四街道駅周辺
7	1	第69回「社明運動」強調月間 「社明」街頭広報活動（意識啓発PR）	全保護司	佐倉市全域 市内JR、京成駅頭
	11	「社明」講演と児童・生徒音楽演奏の集い※ 第2回役員会議	全保護司 11名	佐倉市民音楽ホール 〃
	8月~9月	第2期保護司定期研修	全保護司	佐倉市
	31	社会貢献活動（特別養護老人ホーム）	3名	まごころ館四街道
8	上旬	佐倉市「社明」実施結果検討会※	10名	サポートセンター
	上~下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール※	全保護司	佐倉市内
9	25	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター
	25	社会貢献活動（特別養護老人ホーム）	3名	あすみの丘
10	20	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター
	上~下旬	学校との連携会議	全保護司	和田ふるさと館
	~11月	市内中学校ミニ集会等に参加※	全保護司	市内中学校
11	10月~12月	第3期保護司定期研修	12名	酒々井町役場
	19	第63回千葉県更生保護大会	4人	長生地区
	27	社会貢献活動	3名	まごころ館四街道
	上~下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	5人	京成佐倉駅周辺
12	上~下旬	千葉県婦性会（代表者定例訪問）	1名	千葉県婦性会
	上~下旬	佐倉市分会自主研修会及び懇親会	全保護司	佐倉市役所
	1	29 佐倉市更女新年研修会に出席※	2名	リッチタイム
	22	社会貢献活動（特別養護老人ホーム）	3名	あすみの丘
	22	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	四街道市青少年育成センター
2	4	第2回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	佐倉市役所 1号館
		第4期保護司定期研修	全保護司	メルキュールホテル
	12	佐倉地区役員会議（サポートセンター設置打合せ）	7名	ミレニアムセンター
	16	佐倉地区定期駐在（四役、分会長、総務部会）	2名	サポートセンター
	21	佐倉市分会役員会議	7名	サポートセンター
3	上旬	第2回保護司・更女合同役員会※	10名	サポートセンター
	19	社会貢献活動	3名	まごころ館四街道
	下旬	分会年度末研修	全保護司	佐倉市福祉センター
年間随時		佐倉市ミニ集会助言活動参加※	全保護司	佐倉市内各地
		佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1~2名	〃
		中学校との連携活動実施※	全保護司	市内中学校
		防犯パトロール参加※	全保護司	佐倉市内各地
		分会役員会（連絡調整会議）	10名	佐倉市役所
		協力雇用主開拓	4~5名	佐倉市内
		地区保護司会各専門部会会議	3~12名	佐倉市、四街道市、酒々井町

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動計画

## 令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 37,697(R元.3.31現在)

月 日	活 動 内 容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター
第2土曜日 第4水曜日		南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学金の給付、奨学生の研修）を通じて次代を担う大学生の学びを支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。 こども食堂活動支援 市内のこども食堂活動について、ネットワーク組織（さくらあったか食堂ネットワーク）を作り、子どもを真ん中にして課題の共有と普及啓発活動に取り組む。	

令和2年度 事業・活動計画書

別紙2

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校 会員数(団体の場合) 253名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週水曜日	人権・生徒指導推進部会議	佐倉東小学校
毎月1回	職員会議(含:支援が必要な児童についての共通理解、 情報共有)	佐倉東小学校
年3回	地区児童会	佐倉東小学校
年2回	ガードパトール代表者会議	佐倉東小学校
毎月1回	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
年5回	歌声交換会	佐倉東小学校
年3回	佐倉市・酒々井町小中学校生指導連絡協議会	和田ふるさと館
年4回	佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
年3回	教育相談	佐倉東小学校
年2回	児童集会(いじめゼロ宣言)	佐倉東小学校
年7回	なかよしタイム	佐倉東小学校
年2回	QU検査	佐倉東小学校
年3回	ふれあい給食	佐倉東小学校
年1回	民生委員・児童委員 学校訪問会議	佐倉東小学校
6, 7月	千成祭礼神輿教室(講演・実技)	佐倉東小学校
8月21日	校内人権研修会	佐倉東小学校
10月13日	防犯教育公開事業(6月~3月:会議・演習等15回程 度)※ミニ集会と兼ねる	佐倉東小学校

※斜字については、コロナウイルス関係のため7月末時点で未実施または実施検討中

## 令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数（団体の場合） 265名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週金曜日	・生徒指導会議で各学年の様子について担当で 情報交換を及び対策の検討を行う。	校長室
毎月1回	・職員会議において、各学年の問題行動・長欠生 徒の様子について職員全体で情報共有を行う。	職員室
毎月1回	・校外パトロールに参加（青少年育成連絡協議会）	学区
6月22日～ 7月 3日	・第1回教育相談	各教室
6月26日	・生徒総会「さしみ宣言」に署名 いじめを「させない・しない・みのがさない」	体育館
7月 日 日	・（千成祭りパトロール）	千成地区
8月21日	・人権講話会	図書室
9月30日～ 10月 5日	・第2回教育相談	各教室
10月 日 ～ 日	・（佐倉の秋祭りパトロール） （大蛇秋祭りパトロール）	佐倉地区 大蛇地区
12月 1日	・人権集会	体育館 各教室

## 令和2年度 事業計画

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
4月15日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会 (中止)	総合教育センター
5月26日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校
6月 2日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会 (総会) (書面)	千葉県教育会館
7月21日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
9月 9日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
9月30日	中・高生徒指導連絡協議会 (北総教育事務所主催)	印旛教育会館
10月14日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
10月16日	佐倉市内4高校PTA合同研修会 (街頭巡回指導)	佐倉高校
12月 2日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
3月10日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校



## 令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】696名【定時制】110名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月15日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	中止 書面開催
5月26日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校
6月 2日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	中止 書面開催
7月21日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
9月 9日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
9月30日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	中止
10月14日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉高校
10月16日	佐倉市内4高校PTA合同研修会（街頭巡回指導）	成田国際高校
12月 2日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
12月 中旬	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
3月10日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	印旛明誠高校

令和2年度佐倉市青少年相談員連絡協議会事業・活動計画書

団体名 佐倉市青少年相談員連絡協議会  
構成人数 87人

活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり  
～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として  
1 青少年健全育成活動の推進  
2 身近な地域での活動の充実  
3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	対象・参加者
4月19日	定期総会	書面開催	青少年相談員
6月6日	青少年相談員研修会・交流会	佐倉草ぶえの丘	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止
6月21日	ソフトドッジボール交流大会	市民体育館	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止
10月31日	印旛地区少年の日・地域のつどい大会	富里市社会体育館	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止
11月	青少年相談員研修会	未定	青少年相談員
1月24日	たこあげ大会	小出義雄記念陸上競技場	幼児～大人 250人
3月14日	綱引き大会	市民体育館	小学4～6年生、中学生 300人
6月・1月	青少年相談員トピックス発行		全児童・生徒

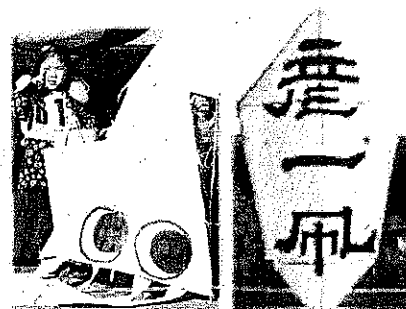


ソフトドッジボール交流大会（本年度中止）

昨年は、市内の小学校19校から47チーム433人が参加しました。  
佐倉市独自の王様ルールで6ブロックに分かれてリーグ戦で対戦します。

たこあげ大会

岩名陸上競技場を会場に老若男女が持参した凧をあげます。  
高く上がった凧やユニークな凧には賞品がでます。



綱引き大会

小学4～6年生、中学生を対象にリーグ戦で対戦します。

#### 広報啓発活動

- ・年2回のトピックスの発行
- ・ホームページでの活動紹介
- ・マスコットキャラクター「ちゅんさく君」の周知と活用の促進
- ・市内小・中学校の訪問

(これまでの実績と本年度の予定)

2017年度…全ての小学校を訪問

2018年度…全ての小・中学校を訪問

2019年度…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問できなかった学校あり

2020年度…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問は控える

#### 地区活動

上記のほか、市内8地区（佐倉・北志津・南志津・臼井・千代田・根郷・和田・弥富）で、趣向を凝らした地区活動を実施しています。

#### 本年度の今後の活動の方向性について

今後予定している事業の開催が微妙な今だからこそ、相談員で知恵を絞り、従来の事業に代わる取組について検討しているところです。

## 令和2年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月	1 覚せい剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン (中止)	京成佐倉駅前
12月	・薬物乱用防止の街頭キャンペーン	
6月	2 不正栽培大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問援助 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員、看護師等が「心の相談や精神障害等」の相談に応ずる	電話・面接 当センター
1 2月	4 思春期保健事業 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会 (予定)	当センター
通年 奇数月第3金曜 偶数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表 (一般向け) をHPに掲載 ・遺族向け対面相談 (6回・千葉いのちの電話) ・わかちあいの会ひだまり (6回・千葉いのちの電話)	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9:00~17:00 ・面接相談：火曜日 (予約制)	当センター
12月初旬	7 エイズ (後天性免疫不全症候群) 対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会 (中止)	京成佐倉駅前
通年	・エイズ相談：土日祝日を除く平日8:30~17:15 ・エイズ検査：無料・匿名、日中・夜間検査あり ・希望者には、性感染症 (クラミジア・梅毒) 肝炎ウイルス (C型肝炎ウイルス・B型肝炎ウイルス) の検査も同時に無料で行う	当センター 当センター

新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め（令和2年度）

成田公共職業安定所

<p>中 学 校</p>	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始 6月 1日～</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 7月 1日～</p> <p>* 安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。</p> <p>○学校推薦・選考開始 1月 1日～</p> <p>* 学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国統一応募書類」を事業主へ送付。</p> <p>○採用内定開始 1月 1日～</p> <p>* 応募者へ選考結果の連絡。 * 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。</p> <p>※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目 ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付</p>	
<p>高 等 学 校</p>	<p>○公共職業安定所にて求人の受付開始 6月 1日～</p> <p>* 安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。</p> <p>○事業主への求人票返戻開始 7月 1日～</p> <p>* 事業主より各学校へ連絡 * 安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。</p> <p>○学校推薦開始 10月 5日～</p> <p>* 学校から、応募者の「全国統一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 * 学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。</p> <p>○選考開始（生徒の応募は1人1社まで） 10月16日～</p> <p>○採用内定開始 10月16日～</p> <p>* 選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。</p> <p>○1人原則2社まで複数応募が可能 11月 1日～</p> <p>* 千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。</p>	
<p>専 門 ・ 短 大 ・ 大 学 等</p>	<p>○安定所における求人の受付開始 2月 1日～</p> <p>○安定所における求人票の開示開始 4月 1日～</p> <p>○選考開始 6月 1日～</p> <p>○採用（正式）内定開始 10月 1日～</p>	

新規学校卒業者の求人・求職・就職の状況報告

令和2年3月末日 現在

(都道府県名)

千葉

(安定所名)

成田

		① 求人数 (人)	② 就職希望者数 (人)	③ ②のうち 就職内定者数	④ 求人倍率 ①/② (倍)	⑤ 就職内定率 ③/②×100 (%)
中 学	計	6	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
	男		0	0		#DIV/0!
	女		0	0		#DIV/0!
高 校	計	1,724	373	370	4.62	99.2
	男		211	210		99.5
	女		162	160		98.8

- 1 求人数については、求人事業所を管轄する安定所が受け付けた求人数を記入し、連絡を受けた求人数は含めないこと。
- 2 就職希望者数は、学校又は安定所の紹介を希望する者のみの数を記入し、  
 自営・縁故就職・公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない  
 就職を希望する者の数は含めないこと。  
 なお、複数の希望を有する者については第一希望のものを計上すること。
- 3 就職希望者数は、学校に求職の申込をしている者と安定所のみで求職の  
 申込みをしている者との合計数となるようにすること。
- 4 中等教育学校については高校に含めて計上すること。

別紙様式

学報第4号に係る附属表(私立高等学校の求職・就職状況)

令和2年3月末日 現在

安定所名 成田

	① 学校又は安定所 の紹介を希望する 求職者数 (人)	② 学校又は安定所 の紹介による就職 決定者数 (人)	③ 就職決定率 $\text{②} / \text{①} \times 100$ (%)
計	10	10	100.0
男	7	7	100.0
女	3	3	100.0

注 計上については、学報4号に準じて行うこと。

令和2年3月新規学校卒業者の進路状況

令和2年3月末現在

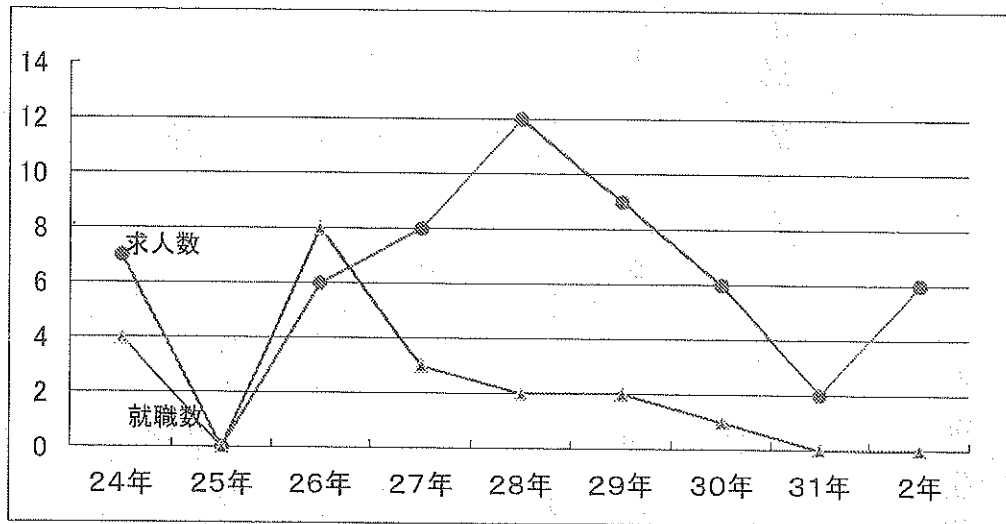
安定所名 成田

進路別	学校別	中学校			高等学校			専修学校			高等専門学校			短期大学			大学						
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女				
1 卒業者総数		4386	2196	2190	3059	1644	1415	435	258	170							706	352	354				
2 進学者数		4330	2172	2158	1561	847	714	6	2	4							54	27	27				
3 就職者数	計	7	5	2	445	251	194	420	314	106							204	7	197	604	241	363	
	県内	7	5	2	409	233	176	173	121	52							190	6	184	294	93	201	
	県外	0	0	0	36	18	18	247	193	54							14	1	13	310	148	162	
4 3のうち学校 (安定所)の 紹介によるもの	計	0	0	0	370	210	160																
	県内	0	0	0	351	200	151																
	県外	0	0	0	19	10	9																
5 公共職業訓練校入校者数		0	0	0	8	6	2																
6 専修・各種学校入校者数		19	5	14	731	347	384																
7 家事・家業・その他		30	14	16	314	193	121																



## 新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

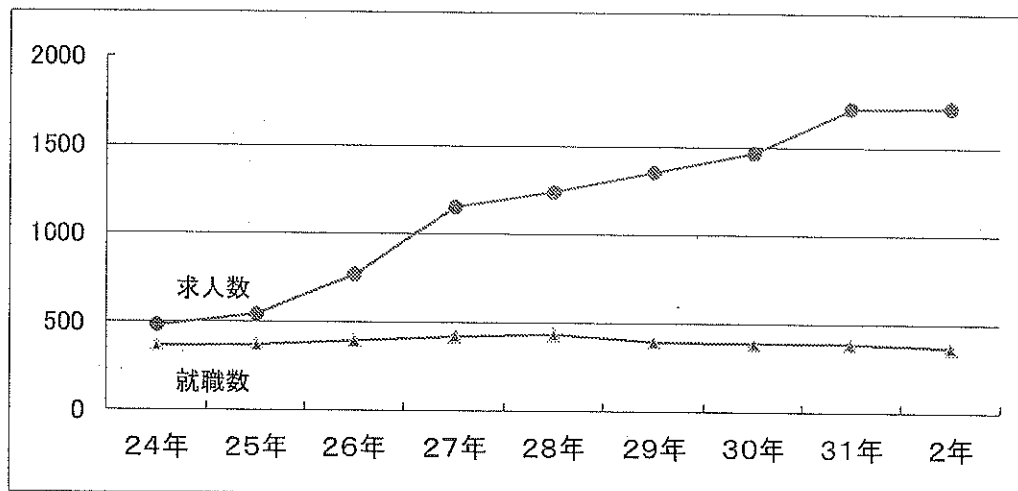
(中学校)



(平成)

項目 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年
求人数	7	0	6	8	12	9	6	2	6
就職数	4	0	8	3	2	2	1	0	0

(高等学校)



(平成)

項目 \ 年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年
求人数	481	545	768	1,155	1,241	1,354	1,466	1,719	1,724
就職数	364	372	396	422	434	394	389	387	370

新規中学校卒業者の求職動向報告

成田公共職業安定所

	1 卒業予定者数	2 就職希望者数	3 就職か進学等か未定の者数
合 計	4,226 (77)	3 (0)	0 (0)
男 子	2,221 (61)	3 (0)	0 (0)
女 子	2,005 (16)	0 (0)	0 (0)

- (注) 1. ( )内には障害者数(うち数)を記入すること。  
 2. 本報告は、前期求職動向の把握の結果を計上し、後期求職動向の把握の結果は学報第4号様式「新規中学校卒業者の求職・求人・就職の状況報告」に  
 おいて計上、報告すること。  
 3. 3欄の「進学等」とは、高等学校への進学、職業訓練施設への入所、専修・各種学校への入学を含む。

令和2年3月高等学校中等教育学校卒業者の求職動向調査結果

成田公共職業安定所

1 卒業 予定者数	2 1のうち 進学 希望者数	3 1のうち 就職 希望者数	4 1のうち その他 (未定を含む)	5 3のうち は 学校 卒業 後 安定 所 に よ り 求 職 希 望 者	6 5の職業群別の内訳								(12) 希望職種 未定			
					(1) 管理的・ 職業	(2) 専門的・ 技術的・ 職業	(3) 事務的 職業	(4) 販売の 職業	(5) サービスの 職業	(6) 保安の 職業	(7) 農林漁業 の職業	(8) 生産工程 の職業		(9) 輸送・ 機械運轉 の職業	(10) 建設・ 採掘 の職業	(11) 運賃・ 清掃・ 包装等 の職業
計	3025 (86)	2453 (45)	96	372 (45)	4	17	54	55	53	10	3	42	5	13	8	108
男	1554 (55)	1218	58	212 (27)	3	10	16	31	21	8	3	29	5	13	5	68
女	1471 (31)	1235	38	160 (18)	1	7	38	24	32	2	0	13	0	0	3	40
計				6	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
男				1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女				5	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
主な 就職 希望 都道府県名 又は地域名						東京都	東京都					東京都				東京都

注 1. 1欄、3欄、5欄の( )は、障害者数(うち数)を計上すること。  
 2. 2欄から6欄の各項目において概数の希望を有する者については、第1希望のものに計上する。ただし、県外就職希望者は県外就職を第2希望とする者も含め計上すること。  
 3. 2欄から4欄の合計は1欄に一致し、6の(1)欄から(7)欄の合計は5欄に一致すること。  
 4. 3欄には、自営、縁故就職、公務員への応募等学校又は安定所による求職希望者とは異なる者を計上すること。  
 5. 4欄には、希望進路が未定な者のほか、家事手伝い等無業となる者を計上すること。  
 6. 「主な県外就職希望都道府県名又は地域名」の欄には、当該学校の県外就職希望者が比較的多い等、学校として本人情報の提供を希望する都道府県名、地域名を記入すること。

## 令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 少年警察ボランティア協議会 会員数(団体の場合) 16 名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月18日	コロナウイルスに伴い中止	
5月16日	〃	
6月20日	街頭防犯活動 午後8時より	JR佐倉駅周辺
7月18日	〃	ユカリ公園周辺
8月15日		JR八街駅周辺
9月	少年警察ボランティア研修会	佐倉ミニプラセン
9月19日	街頭防犯活動 午後8時より	JR佐倉駅周辺
10月	2020年地域防犯県民大会	千葉市
10月13日	令和2年度少年補導員研修会	成田国際文化会館
10月17日	街頭防犯活動 午後8時より	ユカリ公園周辺
11月21日	〃	JR八街駅周辺
12月19日	〃	JR佐倉駅周辺
令和3年		
1月16日	〃	ユカリ公園周辺
2月20日	〃	JR八街駅周辺
3月20日	〃	JR佐倉駅周辺
	その他 必要に応じて各地区の (佐倉市・八街市・酒々井町) 行事・祭礼等に参加	

\*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和2年7月17日（金）まで

## 令和2年度 事業・活動計画書

### 佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

### 主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月1日	社会を明るくする運動街頭啓発（中止）	市内各駅街頭
7月15日	社会を明るくする運動 講演と児童生徒音楽のつどい（中止）	佐倉市民音楽ホール
8月	総会（書面開催）	佐倉市役所
9月19日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉県教育会館
1月11日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
2月	千葉県青少年育成フォーラム	千葉市内
3月下旬	役員会	佐倉市役所

### 【主な活動の紹介】

#### 畑の学校（6月～11月まで11回）（今年度中止）

子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にすることの気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、かぼちゃ、ミニトマト、落花生等で、30組の親子が参加しています。



#### 各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



## 令和2年度 佐倉市子ども会育成連盟の活動について

(1) 加入子ども会数 16団体 会員数 710人

期 日	事 業 名	場 所
4月28日(金)	市子連総会(書面開催)	社会福祉センター
6月9日(火)	育成者ゲーム講習会(中止)	青少年センター
8月下旬	市子連第1回役員会(中止)	未定
9月27日(日)	中央交流フェスティバル(中止)	佐倉市民体育館
11月10日(火)	育成者クリスマス講習会	根郷公民館 ホール
3月下旬	市子連第2回役員会	未定

### (2) 令和元年度事業計画抜粋

※その他、千葉県子ども会育成連合会、印旛郡市子ども会育成連合会の事業や会議に参加予定

### (3) 主な活動

#### ①子ども会育成者講習会

・6/9(火) ゲーム講習会  
新型コロナウイルスの影響で中止いたしました。

・11/10(火) クリスマス講習会



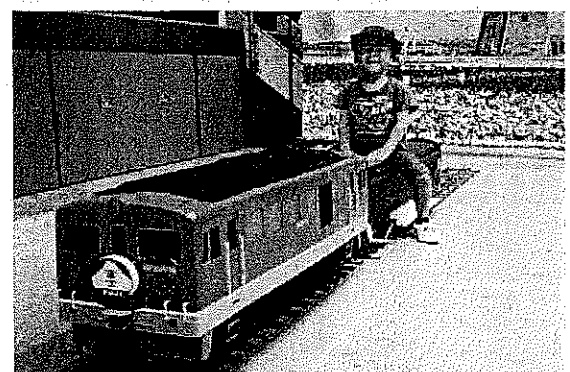
#### ②ジュニアリーダー初級認定講習会

・例年市内の5, 6年生を対象に募集を行い、30名程度参加して年間9回の講習会を予定していましたが、今年度については新型コロナウイルスの影響で開催は微妙となっております。



#### ③子ども会中央交流フェスティバル

・9/27(日) 市民体育館にて開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で中止いたしました。



## 令和2年度佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	1	日	春季少年野球大会(～4/18迄)(中止)	長嶋記念球場他	小学生
4	19	日	市民ソフトボール大会(～4/28迄)(延期予定)	長嶋記念球場他	一般
	20	月	市民ゴルフ大会(中止)	麻倉ゴルフ倶楽部	一般
	24	金	佐倉市体育協会第1回理事会(書面開催)	佐倉市役所1号館6階 大会議室	体協理事
5	3	日	春季市民野球大会(～6/21迄)(延期予定)	長嶋記念球場他	一般
			佐倉市長杯中学生レスリング大会(中止)	市民体育館	中学生
	11	月	令和元年度佐倉市体育協会表彰式並びに佐倉市体育協会総会(書面開催)	社会福祉センター 3階 中会議室	体協理事他
	16	土	市民バスケットボール大会(～5/17迄)(延期予定)	市民体育館	高・一般
	17	日	市民テニス大会(～6/6迄)(延期予定)	岩名テニスコート他	一般
	30	土	市民弓道大会(～5/31迄)(延期予定)	市民体育館	高・一般
	31	日	市民剣道大会(延期予定)	市民体育館	中・高・一般
6	7	日	市民卓球大会(延期予定)	市民体育館	一般
			市民ソフトテニス大会(～6/28迄)(延期予定)	岩名テニスコート	高・一般
	14	日	市民バドミントン大会(延期予定)	市民体育館	小学生～一般
	28	日	市民バレーボール大会(延期予定)	市民体育館	高・一般
8	22	土	佐倉市近隣柔道大会	市民体育館	中学生
9	20	日	佐倉市少年サッカー一選手権大会	岩名球技場他	小学生
10	4	日	市民空手道大会	市民体育館	小学生～一般
	10	土	市民サッカー大会(～10/31迄)	岩名球技場	一般
	17	土	佐倉市子ども相撲大会	岩名相撲場	小学生
11	7	土	佐倉市陸上競技選手権大会	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
12	27	日	市民バウンドテニス大会	市民体育館	一般
			佐倉市体育協会第2回理事会		理事
			市民スキー		小学生～一般
			市民ボウリング大会		一般

### 千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	4	土	第71回印旛郡市民体育大会総合開会式(中止)	四街道市	高・一般
	5	日	第71回印旛郡市民体育大会(～7/19迄)(中止)	郡内各会場	高・一般
8	22	土	第71回印旛郡市民体育大会総合閉会式(中止)	四街道市	高・一般
			第70回千葉県民体育大会団結式(中止)	四街道市	高・一般
			第70回千葉県民体育大会夏季大会(中止)		高・一般
			第70回千葉県民体育大会秋季大会(中止)		高・一般
12	6	日	第90回印旛郡市駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	高・一般
3			第71回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

### 後援・協力行事

6	6	土	わんぱく相撲佐倉場所(中止)	岩名相撲場	小学生
10	11	日	さくらスポーツフェスティバル	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
11	23	月	第67回佐倉市制記念駅伝競走大会	小出義雄記念陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリート教室		
3	28	日	第40回佐倉健康マラソン大会	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般

令和2年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場
4	11	土	委 嘱 状 交 付 式	佐倉市役所
6	18	木	第1回会議(ニュースポーツまつり 他)	佐倉市役所
6	27	土	ニ ュ ー ス ポ ー ツ ま つ り	市民体育館
8	下旬		第2回会議(さくらスポーツフェスティバル)	市民体育館
10	11	日	さくらスポーツフェスティバル	岩名運動公園
			第3回会議(冬期事業について)	
12	13	日	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館
3	28	日	第40回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名運動公園

中止

中止

令和2年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場
5	12	火	東印旛地区スポーツ推進委員連合会第1回理事会・総会	成田市役所
	20	水	県連合会 第1回理事会	県総合SC
6	12	金	関東スポーツ推進委員研究大会(～13日)	茨城県つくば市
	18	木	県連合会 第1回企画部会・指導部会	県総合SC
	19	金	県連合会 第1回研究部会・女性部会	県総合SC
	20	土	第7回千葉県スポーツ推進委員交流大会	市原市
7	2	木	東印旛地区スポーツ推進委員連合会第2回理事会	成田市役所
	4	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC
8	4	火	県連合会 第2回理事会	ポートプラザちば
9	5	土	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC
	26	土	東印旛地区スポーツ推進委員連合会全体研修会 東印旛地区スポーツレクリエーション祭	成田市中台体育館
10	22	木	県連合会 第2回企画部会・指導部会	県総合SC
11	12	木	全国スポーツ推進委員研究大会(～13日)	栃木県宇都宮市ブルックスアリーナ
12	20	日	第37回千葉県スポーツ推進委員研究大会	八千代市市民会館
			連合会創立60周年記念式典	
1	21	木	県連合会 第2回女性部会・指導部会	県総合SC
	31	日	千葉県スポーツ推進委員研修会「学びと集い2020」	県総合SC
3	6	土	県連合会 第3回理事会	県総合SC
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所

書面開催

書面開催

中止

中止

中止

中止

中止



令和2年度 事業・活動計画書

団体・機関名 根郷中学校 PTA 会員数(団体の場合)                      名

月 日	活 動 内 容	場 所
6月6日(土) 7月4日(土)	社協 第2,3回理事会参加 今年度 荷焼のつどい中止 福祉祭り協議中	
6月11,12日 (木金)	市P連バレーボール大会中止	
5月9日(土)	南P連懇親会中止	
6月20日(土)	住会 第1回本部会 防災キャンドゥ (7月11日~12日) 中止 すくすくまつり (10月25日) 中止 夜間バトロール (年5回) 本年度は住会本部役員のみ	

\*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和2年7月17日(金)まで

## 令和2年度 人権擁護委員の活動状況

### 【佐倉人権擁護委員協議会】

〈千葉地方法務局佐倉支局管内=印旛郡=7市2町 人権擁護委員64人〉

実際の事業は、下記の部会での活動となる。

〔一部会〕 佐倉市 14人・四街道市 6人・八街市 5人・酒々井町 4人 計29人

〔二部会〕 成田市 13人・富里市 5人・栄町 3人 計21人

〔三部会〕 印西市 9人・白井市 5人 計14人

1. 常務委員会 常務委員は各部会の連絡調整を行う。佐倉支局管内で一斉に行う行事（＝人権擁護精神の高揚・啓発）の決定と調整。  
常務委員は、各市町村より1～2名選出。現在、佐倉市は2名
2. 研 修 人権擁護委員としての資質向上のため、佐倉支局管内の人権擁護委員の合同研修（年1回）。本年は、八街市役所に於いて「同和問題として部落の起源」をテーマに千葉県人権センター常務理事鎌田行平氏の講演を研修。
3. 相 談 常設人権相談。佐倉支局で毎週水・金曜日（午前10時から午後4時）64人の委員で担当。

### 【佐倉市人権擁護委員協議会第一部会】

〈 啓 発 〉

広報誌による啓発運動として人権擁護委員の日（6月1日）に関する記事と12月4日～10日の「人権週間」に関する記事をこうほう佐倉に掲載。

『佐倉市小学生人権標語コンテスト』

市内23校の小学校（5、6年生対象）より2,705点の応募あり。

入賞数：最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞23点

審査委員として4名出席。

『さくらヒューマントーク2020』

2月8日(土) 講師：プロフィギュアスケーター 鈴木 明子氏 参加者数516名

〈 相 談 〉

人権相談／「佐倉市法律相談・人権・行政相談」月3回開催、約月1回担当。

場所はミレニアムセンター・志津コミュニティーセンターにて  
予約制であるが、当日受付も若干あり。

〈 人 権 教 室 〉

市内7ヶ所の学童保育所、4小学校にて実施。

〈 人 権 出 前 事 業 〉

人権尊重のまちづくりデリバリー事業として人権について児童・生徒・保護者・地域住民と一緒に考えた。人権に関する視聴覚教材の貸出を市内の小中学校5校に人権集会の教材として貸出

佐倉市健康こども部児童青少年課（児童虐待について）

【令和元年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

平成 30 年度からの継続ケース	415 件	（うち、虐待ケース 238 件、57.3%）
令和元年度 新規ケース	475 件	（うち、虐待ケース 348 件、73.3%）
計	890 件	（うち、虐待ケース 586 件、65.8%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（平成 29 年度～令和元年度）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	245 件	292 件	348 件

※児童の目前のドメスティック・バイオレンス等も児童虐待に含まれる（心理的虐待）。

②令和元年度虐待行為の件数・割合

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	83	58	204	3	348
割合	23.8%	16.7%	58.6%	0.9%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、心理・精神的障害など親に起因する問題
- 夫婦関係のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 地域や親類、社会資源との関係がうまくとれず孤立するなどしている問題

【相談体制等】（R2.4.1 現在）

- ・家庭児童相談班 9 名 ○職員 7 名 班長（保健師）1 名、保健師 1 名、事務職員 5 名
- 家庭児童支援員（会計年度任用職員）2 名  
（社会福祉士：週 4 日勤務、幼稚園教諭：週 3 日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 家庭児童相談の実施

すべての児童（18 歳未満）が、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接、訪問等により相談に応じ、対象者に合わせた支援を実施します。

2. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員や関係機関職員等を対象とした研修を実施します。

3. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による訪問支援および育児支援ヘルパーの派遣を実施します。

4. 関係機関との連携強化

児童虐待防止ネットワーク会議を実施し、関係機関にて要支援児童に関する情報共有を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和2年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉警察署

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・夫婦喧嘩による児童虐待(心理的虐待の増加)により、児童相談所への通告数が飛躍的に増えている。
- ・SNS利用による学生同士・友人・交際関係等で裸体画像・動画送信行為によるトラブル(児童ポル)等事件
- ・素行不良者等の成人と少年らのトラブル(詐欺グループや暴力団構成員への勧誘、グループ脱退を巡るトラブル等)

上記の課題を解決するための提言

- ・児童虐待に関しては、一層、警察と児童相談所、市役所の連携対抗情報共有を要する。
- ・警察や少年センター等による非行防止教室等以外にも平素から学校等でSNS利用のリスクや容易に事件被害者、被害者になり得ることを指導する必要性がある。

提出日：令和2年7月17日(金)まで

※会議資料に関しては、口頭報告とさせていただきます。

令和2年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・世帯の困窮などにより、地域で居場所がない、食事が充分食べられない子どもがいます。
- ・外国ルーツなどにより、学ぶ場、機会が充分でない子どもがいます。

上記の課題を解決するための提言

- ・子ども食堂、地域食堂の広がり、活動の充実が望まれます。
- ・学習支援活動の広がり、学校、家庭、地域社会との連携が望まれます。

提出日：令和2年7月17日（金）まで

令和2年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・今年度、文科省の委託を受け「地域や関係機関と連携した防犯教育公開事業」を実施している。これを機会に防犯の視点で学校、地域を見直しているところであるが、子ども110番のシステムを学校は有効に生かしきれていない。
- ・毎年のことであるが、ガードボランティアの方が高齢化しており、活動を継続していくのに苦労されている。
- ・子どもの登校に協力的でない家庭の子ども達の将来を強く危惧している。

上記の課題を解決するための提言

- ・子ども110番と学校が積極的に連携できるような方法、場を御指導いただきたい。
- ・ガードパトロールの補強及び家庭教育について、行政のさらなる協力をお願いしたい。

団体・機関名 千葉県立佐倉西高等学校

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感じていること
SNSの使用に伴うトラブル
個人情報の無許可掲載や迷惑行為や問題行動等をインスタグラムに掲載してトラブル
に発展するケースが増加している。24時間で自動消去するストーリーズの機能は、生徒の日常生活の中に定着しており、安易に掲載してしまう傾向にある。機能の進化に学校の対応が後手になり対応に苦慮している。
上記の課題を解決するための提言
情報の授業や集会・講演会などで情報モラルに関する教育を実施しているが、小・中・高での教育内容の連携や協力を充実させていくとともに、生徒自身が危険意識の希薄さを認識できる効果的な指導を確立していくことが必要であると考えます。

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

<b>青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること</b>
(全1) コロナ禍による家庭内外における潜在的諸問題の今後の発現
(全2) コミュニケーションがうまくいかずに、悩む生徒の増加
(全3) スマホやライン等の使用による人間関係のトラブルの増加
(全4) 学業面・進路などの悩みによって引き起こされるストレスや不安
(定1) 義務教育段階で不登校傾向や全日制への入学の希望が叶わなかったため、 自信を失った生徒への対応
(定2) 多くの生徒が抱える複雑な家庭環境や外国人生徒の増加に関連した生徒指 導上の問題や特別支援的なアプローチが必要な生徒への対応
<b>上記の課題を解決するための提言 ← 佐倉東高校での対応状況</b>
(全1) 「新しい生活様式」を見据えた、柔軟な対応
(全2) コミュニケーション能力を育てる授業の充実、教育相談の充実と SC の活用
(全3) 情報教育、人権教育の充実、教育相談の適宜実施と SC・SSW の有効活用
(全4) 職員による共通理解と声掛け、補習や進路指導の体制の充実
(定1) 教職員が教育相談的対応への知識・技能を高め、生徒一人一人に応じた生 徒指導の実践を図ること。養護教諭・SC・SSW・生徒指導アドバイザーとの連携
(定2) 教育現場と地域社会の連携・協力、外国人児童生徒教育相談員の有効活用、 家児相や児童相談所など、外部専門機関との連携



令和2年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市青少年相談員連絡協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(1) 学び
千葉県 Web サイトの千葉県教育委員会のページに下記があり、感染症拡大予防
の中、既に検討が行われていることと思いますが、学校への登校不安や保護者の働
き方の変更などにより、学び方の見直しと検証を早急に進めていくことが必要だと
思います。
〈Web 記載文のコピー〉
保護者のみなさんへ…家庭では、「勉強するってたのしい」という気持ちを育てま
しょう
小学校の先生方へ …学校では、「もっと知りたい」「深めたい」という意欲を育て
ましょう
(2) 遊び
家に籠り、ゲームをすることが多くなりがちだと思いますが、密にならずに遊べ
る方法は、多数あると思います。

上記の課題を解決するための提言

(1) 学び

全児童・全生徒がリモートで学べ、1(先生)対多(児童・生徒)がリアルタイムで発言出来る環境を作り、一人の疑問は皆の疑問と皆の解決に繋がるように、学校で先生や友達と一緒に学習することにより近い状況を作れないでしょうか

(2) 遊び

こんなときだからこそ、今までの遊びではなく、子どもたちが新しい遊びを体験し、創造するチャンスでもあると思います。

昔の子どもたちが、夢中になって遊んだことを披露したり、子どもたちが遊びを創造出来るような切っ掛け作りができれば良いと思います。

(3) その他

佐倉市ホームページのトップページのバーナーにある「さくらっち」は、非常に良くできていると思いますが、更新が行われていないところもあるので、見直しては如何でしょうか。

また、創造を広げるために、遊びに関連すること(昔の遊びは、さくらっちに掲載されています)を更に充実させては如何でしょうか。

また、さくらっちを皆さんに見て活用して頂けるようにされては如何でしょうか。

提出日：令和2年7月17日(金)まで

令和2年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・ 活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・ 上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市体育協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

昨秋の台風、豪雨等の自然災害、コロナウィルス感染防止など、  
 スポーツ大会開催の防ぎようのない障害が立ちばたかき、昨今  
 代替大会開催策定、大会を早指にきた青少年の  
 心のケア等 速やかな対応が求められているのではなから

上記の課題を解決するための提言

平素から今回連続しておきた自然災害等突発事象を  
 想定し、速やかな対応が可能なフローを策定して  
 おく。

提出日：令和2年7月17日（金）まで

令和2年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

遊び場の減少や学校部活動の種目の少なさなど、身体を動かす機会が少なく感じます。放課後、校庭で遊ぶ姿も見られず、家庭にこもりゲームでは、心身発達に影響がでると感じています。

上記の課題を解決するための提言

提出日：令和2年7月17日（金）まで

# 成人式について

## 1. 成人式の現状

成人式については、各地方自治体の判断で実施されており、その時期や在り方等について法律上の定めはありません。

佐倉市では、現在、当該年度に20歳を迎える方々を対象に、成人の日の祝日に成人式を実施しています。

## 2. 民法の改正に伴う成年年齢の引き下げについて

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の改正に伴い、令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、18歳で親権に服することがなくなり、自分ひとりで有効な契約が結べるようになるなどの一方で、飲酒・喫煙・公営ギャンブルは20歳を維持、婚姻は男女とも18歳に統一されるなど、事案ごとにそれぞれ対応がなされる予定となっています。

## 3. 令和4年度からの成人式の検討について

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和4年度以降の成人式について、対象年齢をどのようにしていくか検討していく必要があります。

佐倉市では、当事者の意見を参考に、今年度中に対応方針を決定していきたいと考えています。

今後、アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、青少年問題協議会委員各位のご意見を伺いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

### 【現状考えられる問題点】

- ・成人式の対象年齢を民法に合わせて18歳に実施するとした場合、将来の進路等を決める大事な時期と重なり本人や家族に負担がかり参加率の低下や経済的な影響が懸念される。
- ・また、施行後初となる令和4年度(令和5年1月)の成人式は、対象年齢を引き下げた場合、複数の年齢を同時に実施するのかといった課題がある。

### 【当事者意見の把握について】

民法の改正により影響を受ける方およびその保護者を対象にアンケート調査を実施します。

- ・対象：市内在住の高校1・2・3年生に相当する年齢の方とその保護者  
(※ 総数約4,800件のうち、2,100件を無作為抽出)
- ・調査方法：郵送方式
- ・調査期間：令和2年7月下旬～8月中旬

【参考資料】

① 令和4年4月1日の民法改正に伴う成人する日について

生年月日	成人する日	年齢
～平成14年4月1日 (高校3年生相当)	20歳の誕生日	20
平成14年4月2日～平成15年4月1日 (高校2年生相当)	令和4年4月1日	19
平成15年4月2日～平成16年4月1日 (高校1年生相当)	令和4年4月1日	18
平成16年4月2日～ (中学3年生以下相当)	18歳の誕生日	18

② 成人式実施対象年齢別対象者について

対象者	成人式 実施時期		
	対象年齢 20歳	対象年齢 19歳	対象年齢 18歳
平成14年4月2日から平成15年4月1日までに出生した方 (高校3年生相当)	令和5年1月	令和5年1月	令和5年1月
平成15年4月2日から平成16年4月1日までに出生した方 (高校2年生相当)	令和6年1月	令和5年1月	令和5年1月
平成16年4月2日から平成17年4月1日までに出生した方 (高校1年生相当)	令和7年1月	令和6年1月	令和5年1月

## 地方青少年問題協議会法

### (設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

### (所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

### (組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

### (相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

### (経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

### (条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

## 佐倉市青少年問題協議会設置条例

### (設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

### (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。





